

〈東アジア経済発展の歴史的研究〉

近代満洲林業に於ける日中合弁事業

——林場権紛争を中心に——

王 大 川

戦後の満洲経済史研究の中で，林業は比較的豊富な研究蓄積がある。その総括的な研究の代表的なものとして，萩野敏雄『朝鮮・満洲・台湾林業発達史論』および外林会満蒙部会編『満蒙大陸林業史』¹⁾があげられる¹⁾。また，林業会社については，王子製紙の社史『王子製紙山林事業史』に同社の満洲における林業開発の記載があるほか，金子文夫「満洲における大倉財閥」に大倉財閥の林業事業について言及されている²⁾。1990年代以降は，南満洲の代表的な林業会社であった「鴨緑江採木公司」を中心に，塚瀬進，蘇雲山・岩井吉弥によって，林業会社の経営について実証研究が深められるようになった³⁾。塚瀬，蘇・岩井は，満洲林業における日本の投資効果を，満洲在来の経済機構との関係で考察しており，満洲林業の発展において在来の生産と流通の構造が重要であった点が明らかにされている。

日本による満洲林業開発を考察する場合，満洲在来の経済機構との関係を分析することが重要であることは確かである。しかし，日本資本が満洲林業に進出する前提条件である中国政府

の林業政策についての検討も不可欠である。日本資本は，日露戦後から満洲国成立までに，満洲の広域森林地帯に積極的に進出した。その企業形態は，すべて日中合弁であり，日本資本は，満洲国が成立するまで，清朝及び中華民国政府の林業政策の制約を受けていたのである。

本稿は，まず「林場権」という森林所有権の中心的概念に着目し，清朝および中華民国政府の満洲における林業政策を検討する。また，アジア歴史資料センターが提供する外交史料館所蔵の史料⁴⁾を利用して，従来検討が少ない北満洲の日中合弁企業である中東海林実業公司⁵⁾を事例に，林場権をめぐる頻繁に発生した紛争事件を分析し，中国政府の林業政策が日本による開発に与えた影響を検討する。

Ⅰ 満洲林業の概況

1 森林概況と清朝時期の開発

満洲の森林は，満洲の四大資源（農・牧・林・鉱）の中でも随一と言われたように，極めて豊富であった。1929年の『満洲産業統計資料』によると，満洲の森林面積は3646万町，立木蓄積量151億石であり，それぞれ日本内地の森林面積の81%，蓄積量の174%に相当した⁶⁾。樹種も豊富であり，チョウセンマツ，トウヒなどの針葉樹からシナノキ，ナラなどの闊葉樹まで

1) 萩野敏雄『朝鮮・満洲・台湾林業発達史論』林野弘済会，1965年。外林会満蒙部会『満蒙大陸林業史』農林出版株式会社，1977年。

2) 王子製紙山林事業史編集委員会『王子製紙山林事業史』1976年。金子文夫『満洲における大倉財閥』（大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』近藤出版社，1982年）323-418ページ。

3) 塚瀬進「日中合弁鴨緑江採木公司の分析」『アジア経済』第31巻第10号，1990年，37-56ページ。蘇雲山・岩井吉弥「鴨緑江流域における森林開発構造の特質」『京都大学農学部演習林報告』第64巻，1992年，128-140ページ。蘇雲山・岩井吉弥「北満東清鉄道沿線における森林開発構造の特質」『京都大学農学部演習林報告』第65巻，1993年，182-193ページ。ほかには，菅野直樹「鴨緑江採木公司と日本の満洲進出」『国史学』國學院大學国史学会，第8巻，2000年，45-75ページ。

4) アジア歴史資料センターのホームページは <http://www.jacar.go.jp> である。引用した史料は JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04011191500，Ref. B04011192000 満洲ニ於ケル木材業関係雑件/中東海林実業公司第一巻（1-7-8-020）第二巻（1-7-8-021）（外務省外交史料館）。

5) 以下「公司」と略称する。

6) 庄田作輔『満蒙林業事情概要』満蒙智織社，1932年，17ページ。

広く分布していた。主要な広域森林地帯は、南満洲では鴨緑江流域一帯、北満洲では松花江・豆満江・牡丹江流域（以下、松・豆・牡流域と略記）、中東鉄道東西部沿線⁷⁾（以下、中東鉄道沿線と略記）、大小興安嶺方面であった。また、1946年の統計によると、満洲は、全中国の森林面積の60.5%、蓄積量の64.2%を占める中国有数の森林資源地域である⁸⁾。

満洲の森林は、清朝まで、ほぼ開発されないままの状態にあった。清朝は建国以来、王朝発祥の地を保護するために、また満洲と接する朝鮮への国防上の配慮のために、満洲での農牧、狩猟、採鉱、林業の一切を禁止する「四禁の策」をとっていた。しかし、清朝中期になると、山東省、直隸省（現在の河北省）から満洲への移民が増加し、この封禁政策も徐々に緩和されるようになり、農地開墾や生活需要に応じた森林伐採が行われるようになった。そして、嘉慶年間（1796-1819年）に清朝政府による組織的な林業開発が開始した。それは、「伐木山場制度」と呼ばれる。伐木山場制度とは、伐採出願者に対して政府が免許を発行し伐採を認める代わりに、「木税」とよばれる伐採税を納めさせる制度である。伐採出願者が伐採を許可された森林区域を「伐木山場」と言った。伐木山場は、すべて奉天省（現在の遼寧省）に設置され、その数は22ヶ所あった。

一方、林業政策の専門機関が設置されるのは、清朝末期の光緒年間のことである。戊戌維新の一環として1898年に農工商総局が中央政府内に設置され、同局の農務司という機関が林業を管理するものとされた。その後、政府機構の改変によって1903年には商部の平均司が林業を主管し、1906年に商部が農工商部に改組されると平均司から農務司へ管轄が移った。清朝の林業政策をみる上で留意すべき点は、材木の経済性が

認識されていない段階において、材木の所有権が林地所有権から分離されていなかったことである。材木に対する林地所有者の利権が曖昧なもので、慣習的に認められていたのである。

2 中華民国時期の林政

中華民国時期も林業政策機関は、めまぐるしく変化した。最初に、満洲国成立までの中央政府における機関の変遷を整理しよう。孫文の中華民国臨時政府は、1912年に実業部を設け、同部の農務司が林業を主管するものとした。袁世凱が中華民国総統に就任し首都が南京から北京に移ると、新たに農林部が設置され、同部の山林司が林業を主管する機関となった。1913年に、農林部と工商部が統合され農商部となり、同部の農林司が林業を管理することになった。1916年には、農商部に林業だけを専門に主管する林務処が設置されたものの、まもなく撤廃され、農林司が継続して林業政策に携わった。1928年3月に、蔣介石の国民政府が南京に成立すると、農林部が設置され、同部の農林司が林業を主管した。同年10月には、農林部に林政司が設置され、林業政策の独立機関が設けられた。1930年、農林部と工商部が統合され実業部となり、林政司も林墾署と名称が変更された。

また、中華民国時期には、地方に中央政府直属の林業機関が設置された。満洲についてみると、1912年に、農林部直属の吉林林務総局とその下の奉天林務分局と哈爾濱林務分局が設置され、満洲の国有林発給を管理していたが、1917年に撤廃された。1918年8月、西原借款の一部としての「吉黒金鉱森林借款契約」が成立すると、吉林・黒竜江両省林政統一という理由により、中央の農商部直属の吉林森林局と黒竜江森林局が設置された。1929年には、満洲国有林発給の弊害を防ぐため、東三省国有林整理委員会が成立し、満洲林業の統一的管理が試みられたが、満洲事変により撤廃された⁹⁾。

7) 中東鉄道は、中華民国設立するまで東清鉄道と呼ばれた。東は「ニコリスク・ウスリスキー」より西は満洲里に至る路線を本線とし、哈爾濱から分岐して、露中国境の「ボクテニチナヤ」に至る路線が東部線と呼ばれた。

8) 陳嶸『中国森林史料』中国林業出版社、1983年、233-237ページより算出。

9) 林業機関の変化について、南京林業大学林業遺産研究室編、熊大桐等編『中国近代林業史』中国林業出版社、1989年、589-602ページを参照されたい。

第1表 満洲と日本の森林所有関係

術 語	森 林	国 有 林	公 有 林	私 有 林
日本森林法	林地及林木	林地—国有 林木—国有	林地—公有 林木—公有	林地—私有 林木—私有
満洲森林法	森林条例— 林地林木 其他の法令— 林木	林地—国有民有たるを問 わす 林木—民の植付を除く	林地—公有 林木—公共団体の伐採権を 取得せるもの、又は植付け たること確実なるもの	林地—私有 林木—私人の伐採権を取得 せるもの、又は植付けたる こと確実なるもの

出所：南満洲鉄道株式会社経済調査会編『満洲成文法上に於ける私有林、公有林の意義に就て』1933年3月、10ページ。

以上の中央および中央直属の地方機関のほかに、特定地域の森林を管理する地方政府所属の林政機関も存在した。代表的なものとして、哈爾濱木石税費総局があげられる。同局は、吉林省財政庁の一機構として、中東鉄道東部沿線と松花江下流域の森林伐採権の発給と徴税を管理した。このように、中華民国時期の林業管理は、中央および中央直属地方機関、地方政府所属機関の二層構造になっており、相互の管轄範囲と権限が複雑に入り組んでいた。

清の時代と比べると、この時期の林業政策上の最大の変化は森林所有権の変化である。前述のように、清代までは森林所有権の概念がなく、慣習的に土地所有権に含まれていたが、中華民国時期になると、森林は国の財源として重視され、森林所有権は土地所有権から分離されるようになった。中華民国成立直後、政府は一連の森林法規を公布し森林所有権を確定した。1912年の「無主ノ森林ハ之ヲ国有ニ帰スルノ件」によって、無主の山林はすべて国有化された。1914年の「森林法」と1915年の「森林法施行規則」により、林野所有は国有・公有・民有の三つに分類され、さらに材木が林地と切り離され独自の所有権物とみなされるようになった。そして、材木はすべて国有であるとされた。第1表は、満洲の森林所有関係を日本と比較して整理したものである。

満洲においては、1912年12月、「東三省国有森林発放暫行規則」が公布され、伐採権限の発給が行われるようになった。一定区域に分割された森林は「林場」と呼ばれる。その林場に対

する一定年限内の伐採権を「林場権」という。政府は、林場権を受領した者に対して、「林照」という許可証を発行し、伐採を行うとき税金を納付する義務を課した。林照を取得できる者は、「暫行規則」第三条により「森林ノ払イ下ゲヲ受クル者ハ民国ノ国籍ヲ有スル者ニ限ル」とされた。この規定から、中央政府の自主開発・外資排除の方針が読み取れる。国有林の伐採引受けは、農商部所属の森林局によって直接管理された。公有林と民有林については、慣習重視の考えから、林地所有者の引受け優先権がある程度に保障され、農商部一省長公署一実業庁一県知事という管理体系で、「吉林省領有地照者承領森林弁法」などの地方法規に準拠して管理された。国有林の最も多い吉林省を事例にみると、1921年までに146ヶ所の林場があった。その総森林面積は105277方里であり、第2表に示したような分布状況にあった。

国有林・公有林・民有林は「一般林場」と呼ばれ、そのほかに清朝時代から国際条約によって成立した「特殊林場」も存在した。日中合弁会社である鴨緑江採木会社の専属林場とロシアが取得した中東鉄道沿線の林場などがそれである。このような日露両国がすでに取得した利権は、1914年8月に修正された「東三省国有林発放規則」第二条によって既得権益として追認された。ロシア人資本が集中していた中東鉄道東部沿線の37ヶ所の特殊林場に対しては、1916年1月に設置された哈爾濱木石税費総局（哈爾濱木石税局の後身）が伐採許可証を発行する権限を持っていた。

第2表 吉林省における林場数と森林面積分布

	林場数	森林面積		林場数	森林面積		林場数	森林面積
吉 林	6	430	額 穆	22	4,430	敦 化	12	2,198
敦, 額, 樺間	1	83,426	和 竜	6	575	琿 春	1	200
寧 安	7	1,315	同 賓	15	1,342	穆 稜	5	175
密 山	1	150	濛 江	3	496	樺 甸	31	5,685
樺, 敦 間	2	400	延 吉	10	872	汪 清	8	990
汪, 琿 間	1	200	五 常	5	756	方 正	7	1,087
虎 林	1	200	東 寧	2	350	合 計	146	105,277

注：森林面積単位は方里である。1方里＝33町45。吉林省長公署档案の一覧表による。11全宗7-8，巻2530。

出所：孔経緯『東北経済史』四川人民出版社，1986年，234-244ページ。

孔経緯は、満洲における林照発給は材木商人による林場権の私有化をもたらしたと主張した¹⁰⁾。しかし、国有林はもちろんのこと、公有林及び私有林の材木所有権も国に属し、第1表に示したように日本の森林所有権の内容とはまったく異なっていた。すなわち、満洲の林場権は所有権ではなく、あくまでも一種の伐採特許権に過ぎなかった。そのため、林場権の発給は、林政機関の自由裁量に委ねられていた。また、林場を引受ける場合、林場の位置、境界、面積を図面と共に申告し、林政機関の実測を経て、林場の境界を明確にするという規定もあるが、ほとんど空文化になっていた。中国の法習慣は、「土地上の権利の境界を定め且つ之を公示するには必ず四至によるものとす。四至とは山川其他の標識を以て東西南北の限界を指示するものにして、当然四至内土地の面積と当該権利の範囲とは一致すべき理なるに拘わらず、事實は却て土地の潤澤と法の弛緩とよりして、四至を遙に広大ならしめつつあり。所謂浮多或は余多とはこの『延び』をいう」というものであった。そのため林場の確定の場合は、理論的に「事実的な力に就いては浮多森林と雖も其権利関係は林照面森林と大差なしと言うべき」であったが、現実には「林場の浮多は法理上之を許すべきに非るも、慣習の随力は行政力の不及

と相俟って、事實は四至内実面積を或は数倍、或は数十倍にまで拡大せしめ、しかも浮多に対して完全なる権能を主張して怪しまざる態なり¹¹⁾という状態にあった。このように、林場境界は極めて厳密性を欠いていた。これに加えて、中央の林業機関と地方政府の林業機関が共に林場を特許する権限を持っており、この多元的な管理体制も、中華民国期の満洲において林場権紛争が絶えず発生する原因となっていたのである。

II 満洲林業における日本資本の進出

1 投資概況

近代日本の对外投资が本格化したのは日露戦後であり、満洲林業に対する投資もその例外ではない。レーマーの推計によると、1931年までに満洲に投下された日本の総投資額は14億円（うち南満洲鉄道株式会社が7億5千万円）であり、そのうち林業開発に投下された額は3134万円であった¹²⁾。林業の投資額が日本の対満洲投資の全体に占める比率は、それほど大きくはない。しかし、森林利権を獲得するには十分な投資額であった。その投資形態は、借款を除けば、すべて合弁会社であった。1922年を事例に

10) 孔経緯『東北経済史』四川人民出版社，1986年，244ページ。

11) 南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会『吉林省における森林伐採に関する法律関係』1929年，13-14ページ。

12) Remer, C. F., *Foreign Investments in China*, Macmillan, 1933. (雷麦『外人在華投資』商务印书馆（中国語訳），1959年，377ページ。)

第3表 満洲における主要な日中合弁林業関連企業 (1908-1930年)

名 称	所在地	設立年月	事業内容	資本金	出 資 者 (出資比率：%)
鴨緑江採木公司	安 東	1908. 9	林 業	3,000千円	日本政府 (50.0), 中国政府 (50.0)
鴨緑江製材公司	安 東	1915.10	製材業	250千円	大倉組 (50.0), 鴨緑江採木公司 (50.0)
富寧造紙公司	吉 林	1917.11	製紙業	250千円	王子製紙 (50.0), 中国側 (50.0)
華森製材公司	吉 林	1918.10	林 業	2,000千円	王子製紙 (50.0), 吉林省政府 (50.0)
豊材公司	長 春	1918.11	林 業	1,250千円	大倉組 (50.0), 中国側 (50.0)
黄川採木公司	吉 林	1918.11	林 業	1,000千円	形式は中国人企業, 実質は王子製紙出資
中東海林実業公司	哈爾濱	1919. 2	林 業	1,500千円	日本紙器 (50.0), 吉林省政府 (50.0)
慶雲製材	哈爾濱	1919. 5	林 業	2,000千円	三井合名 (50.0), 吉林省政府 (50.0)
中東製材公司	哈爾濱	1919.10	林 業	125千円	—
吉省興林造紙公司	吉 林	1921.11	製紙業	1,250千円	大倉組 (50.0), 吉林省側 (50.0)
札免採木公司	哈爾濱	1922. 6	林 業	6,000千円	満鉄 (33.3), シェフチェンコ商会 (33.3), 黒龍江省政府 (33.3)
中東海林採木公司	哈爾濱	1924. 3	林 業	3,500千円	東洋拓殖 (50.0), 吉林省政府 (50.0)

注：1915-1920年，資本金は設立時点の金額を基準とした。出資比率は名目的な場合が多い。1920年代，実際に設立された企業を掲出。資本金，出資者は20年代末を基準とした。

出所：金子文夫『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社，1991年，56，198，344ページより作成。

みると，日本の対満洲林業の合弁事業投資額は3060万円であり，満洲における日本の合弁事業投資総額2億1000万円の14.6%を占めていた¹³⁾。1926年に非日本法人森林伐採業投資が1890万円で，非日本法人投資額3622万円のうち，52.2%を占めた¹⁴⁾。満洲における主要な日中合弁林業関連会社は，第3表で示したとおりである。

2 林場権の獲得経緯

満洲林業開発に投下された日本資本は，主に，鴨緑江流域，松・豆・牡流域，中東鉄道沿線の3地域に集中していた。中東鉄道沿線については，次節で詳しく検討することにし，ここでは，前者2地域における林場権の獲得経緯について整理しよう。

(1) 鴨緑江流域。日本は，1905年の北京会議で締結された東三省事宜条約（満洲ニ関スル日

清条約付属協約）第十条によって，鴨緑江流域における林業開発の権益を獲得した。それが具体化されたのは，1908年の「鴨緑江日清合同材木会社ノ件ニ関スル取極書」であった。その主な内容は，①出資額（日清両国が各自300万元），②存続期間（25年。期限満了後さらに延長され1941年に解消された），③収益配分（総収益の5%を報酬金として清国に上納し，残収益を日清両国で均等配分），④木材税の納付，⑤事業区域の設定などであった。これにより設立されたのが，鴨緑江採木公司である。最終的に，鴨緑江本流流域の森林面積48万町のうち，40万町が同公司の専採区域になった。さらに，渾江流域を含めた全流域の材木についても，同公司が買収独占権を取得した。

(2) 松・豆・牡流域。松・豆・牡流域は，ほぼ吉林省に属する森林地帯である。同地域に，日本資本が本格的に進出するのは1917年以降である。1917年前から，日本資本は吉林地方の林業に進出していたが，それらの資本は中小・零細資本であり，水害流失・貸し倒れ・為替相場

13) 南満洲鉄道株式会社社長室調査課『満蒙に於ける各国の合弁事業』第1輯，1922年，53-61ページより算出。

14) 満鉄調査資料第76編『満蒙に於ける日本の投資状態』1928年。

第4表 共栄起業株式会社林場

公 司	林 場	面 積 (町)	蓄 積 (石)		
			針 葉 樹	広 葉 樹	合 計
富寧公司	哈爾巴嶺・張広才嶺一帯	68,145	29,336	20,542	49,878
華森公司	濛江県一帯	290,368	49,496	34,858	84,354
黄川公司	五常・舒蘭額穆県一帯	114,155	35,405	38,878	74,283
豊材公司	樺甸・安図県一帯	38,940	21,982	10,649	32,631
興林公司	省内各地所在	71,390	13,055	11,870	24,925
総 計	31ヵ所	582,998	149,274	116,797	266,071

出所：前掲書『王子製紙山林事業史』262ページ。

変動などのため、その多くは撤退していた。1917年から、財閥系資本を中心とした大規模な日本資本の進出が始まった。その資本進出の特徴は、「東三省国有林発放規則」などの法規により制限を受け、中国政界の有力者の協力を得て合弁形態で林場権を獲得していったことである。

王子製紙の林場権の獲得はその代表的なものであった。王子製紙は、進出前に次の三つの方針をたてていた。すなわち、第一に、中国側の既存会社による借款を通じて合弁会社を設立する。第二に、中央政府または地方政府の高官に働きかけて森林伐採権を獲得する。第三に、既存の合弁会社を通じて正規の払い下げ方針によってできるだけ多くの伐採権を獲得するという方針である¹⁵⁾。実際の林場権の獲得もその方針に従ったものであった。たとえば、1917年11月に設立した王子製紙系の富寧造紙公司の中国側発起人代表者は、財政総長曹汝霖と参議院議員陸宗輿であった。さらに、役員に東三省林務局長の胡宗瀛が就任しており、中央政府だけでなく地方政府の重要人物との関係も深かった。また、同じく王子製紙系の華森製材公司是、吉林督軍孟恩遠への借款によって設立した。大倉財閥の進出もほぼ同様である。大倉系の豊材公司の中国側の筆頭株主は、財政総長周自齊であり、同じく大倉系の吉省興林造紙公司の中国側の筆頭株主は、吉林督軍孟恩遠の後任者である

鮑貴卿であった。

また、資本金から見ると、名目上は日中双方の半額出資であったが、実際にはほとんど全額を日本側が提供した。富寧造紙公司の中国側出資額12万5千円のうち10万円は王子製紙が立替、豊材公司与吉省興林造紙公司の中国側出資額は大倉組が全額立替、華森製材公司の中国側出資額は王子製紙からの借款が充当された。黄川採木公司是形式上中国企業であったが、その出資金の全額は王子製紙からの借款であった。合弁企業の場合でも、実質はほぼ日本企業であったと言える。第4表に示したように、このような方法で日本側が獲得した林場は、1923年に松・豆・牡流域の日系林業会社5社が合併して設立された共栄起業株式会社的所有林場統計から知ることができる。

しかし、日本は、満洲林業に巨額な資本を投下したにもかかわらず、その結果はほとんど失敗に終わった。1930年の満鉄による調査によると、「これ等満洲関係者森林業者にして一定の林場を有し事業を行ひ居るものの中、今日業績の見るべきものあるは、独り日支政府合弁たる鴨緑江採木公司あるのみ。他は札免、中東海林、共栄起業が僅に餘喘を保てるを良として、他は悉く壊滅に帰している」¹⁶⁾とある。以下節を改めて、中東鉄道東部沿線に進出した中東海林実業公司を事例としてその失敗原因を検討してみたい。

15) 前掲書『王子製紙山林事業史』249ページ。

16) 三上安美編『満洲材の日本に対する価値』満鉄調査課、1930年、200ページ。

第5表 1924-1926年度年吉林省木税, 山分税, 木石照費收入予算表 (単位: 元)

年度	木 税	山 分 税	木石照費	合 計 (%)	經常歳入合計 (%)
1924年	531,006	114,455	200,184	845,645 (9.0)	9,377,627 (100)
1925年	594,636	154,455	200,184	949,275 (8.6)	11,050,906 (100)
1926年	710,708	189,736	312,040	1,212,484 (8.6)	14,119,419 (100)

出所: 南満州鉄道株式会社庶務部調査課『吉林省の財政』1928年より算出。

第6表 1925-1926年度吉林省城木税局, 哈爾濱木石税費局木石税捐徴収額表 (単位: 元)

年度	省城木税局 (%)	哈爾濱木石税費局 (%)	合 計 (%)	吉林省税捐徴収総額 (%)
1925年	421,081 (6.2)	403,831 (6.0)	824,912 (12.2)	6,750,731 (100)
1926年	357,919 (4.5)	403,831 (5.1)	761,750 (9.6)	7,927,736 (100)

出所: 前掲書『吉林省の財政』228-231ページ, 民国15年税捐徴収額表。

注: 徴収総額中には出産, 銷場, 菸税, 酒税, 斗税, 牙税, 木税, 山份木植票費, 牲畜税, 屠宰税, 硝磺捐等十三項を含む。

III 中東海林実業会社の林場権紛争

1 中東鉄道沿線におけるロシアの租借林場と 哈爾濱木石税費総局

中東鉄道沿線の林業開発は, ロシアが同地域に利権を獲得したことにはじまる。1896年「露清同盟密約」(カシニー条約)が締結され, 同条約によって, ロシアは中東鉄道を中心とする森林伐採権を含めた広範な利権を獲得した。中東鉄道の敷設は1898年から着工され1901年に完成したが, 鉄道建設のために沿線の森林開発が大きく進展していた。さらに, 機関車燃料など安定的な木材供給を確保するため, ロシアは1903年に中国に対して沿線森林の租借交渉を開始した。まず, 1904年に黒龍江省において「中東鉄道黒龍江省内伐木契約」を締結した。さらに, 吉林省においても日露戦争の影響で締結が遅れていたが, 1907年に「中東鉄道会社吉林省内伐木契約」を締結した。また, 1912年に新旧林場交換のために「黒龍江省内伐木契約追加約款」を締結した。以上の契約を通じて, ロシアは中東鉄道沿線および松花江の下流流域の3つの租借林区を獲得した。この3つの租借林区を合わせて「中東鉄道林区」といった。このほかにも, ロシアは中東鉄道を建設するときに自国

資本家を動員して, 彼らに沿線の森林伐採権を獲得させた。中東鉄道林区と同様にこれらの個人林場も租借林場であり, 伐採地域が広くかつ期限が20年から90年までという非常に優良な林場であった。1915年までに, 個人林場の数と面積は, 東部沿線の林場数が4ヶ所, 面積が6650平方露里, 西部沿線の林場数が18ヶ所, 林場面積が10610平方露里であった¹⁷⁾。中華民国成立以降は, これらの林場は既得権益として中国側に承認された。ロシアが獲得した租借林場は, 日本が鴨緑江流域で獲得した特殊林場権と同じ性質を持ち, 哈爾濱木石税費総局の管理を受けていた。

哈爾濱木石税費総局は, そもそも主として中東鉄道をめぐるロシアと中国の紛争発生を事前に避けるという目的で設立されたもので, 吉林省財政庁に所属する地方政府機構であった。その主な機能は, 管内林場の木税徴収と伐採許可証の発給である。その管轄範囲は, 中東鉄道東部沿線および松花江下流付近の支流一帯の森林であった。1927年前後の数字をあげると, 管轄林場が合計37ヶ所あり, 中東海林実業会社が所有する大海林河林場と北溝林場もこのなかに

17) 前掲書『東北経済史』145ページ。1露里=約1067m。

あった¹⁸⁾。

まず、徴税権限について見ると、哈爾濱木石税費局が徴収した木税は地方税であった。第6表、第7表で示したように、その木税は吉林省の巨大財源となっていた。

伐採許可の権限については、管内に「一般法により農工部（事実上は旧農商部）の特許する林場権と特別法により本局の特許する林場権とが混合することなきを保せず。かくて、如是き二種の林場権が一地に競合したる時の処置に関しては法を定めて、特別法に基づき本局の特許する林場権者に優先力を与えて先ず森林を伐採せしめること」¹⁹⁾と法規で定めてられていたことからわかるように、中東鉄道東部沿線においては中央林政機関より大きな権限を持っていた。

2 中東海林実業会社の設立経緯

ロシア革命の影響により、北満洲におけるロシア勢力の影響力が後退すると、日本資本が中東鉄道沿線の林業に進出をはじめた。最初に、東洋拓殖株式会社（以下、東拓と略記）が、営利事業の一つとして、また会社の木材供給を補うために、国家事業として満洲林業に進出した。その会社形態は、前述した「東三省国有林発放規則」に制限され、合弁会社という形を取らざるを得なかった。当時、日本の外務省は、日露協約の精神およびロシア復興後の配慮から、ロシアに参与させ、日露中三国合弁会社を設立する案を東拓側に提示して慎重の態度を示してい

た²⁰⁾。しかし、東拓は経営上ロシア人の参与を不必要とし、さらに中国側の利権回収運動の高まりにより、ロシア人が参与すると伐採権を取り返される口実を作り逆に不利だと説得して、外務省から会社設立の承認を得た。

当時の中東鉄道東部沿線の林場権は、ほとんどロシア人が所有していたため、ロシア人から林場権を買収することが考案された²¹⁾。ただし、ロシア人カワルスキーと中国側がかわした牙不力林場に関する「林区租借契約要領」²²⁾からわかるように、中国の木石税局の許可なくして第三者への譲渡および会社化をしてはならないという制約があった。このような制約について、哈爾濱総領事伊藤尚武は、1918年6月20日外務大臣後藤新平宛の電文の中で次のように述べている。「他の露国人若しくは外国人譲る権利をもって認めたる次第に非ざるを以て木石税局はこの如き権利の移転に対しては何時にでも故障を述べ之を認可せざる権限を有するものとなるも若し特定の日本人にして、税局の認めを以て確実なる事業家なりと為す者あらば、必ずしも絶対に経営権の譲渡を拒否せざるべし…（中略）…露国人の既得伐採権を譲受け之を経営する事必ずしも不可能ならざるを悟り」。このように、木石税局は日本人による林場権の買収に難色を示していたが、日本政府は買収引受会社を国策会社もしくは大企業に一本化することで買収が可能性であるという見通しを持っていた。そして、1919年3月1日、東拓は、哈爾濱木石税局の認可を得て、イギリス人ジョンズとスウェーデン人ガリユセルが合同所有する北溝林場およびロシア人アゲーエフ組合の製材事業及びその所有する大海林林場の伐採権の買収に成功した。これによって、本店を哈爾濱に置く日中合弁会社、中東海林実業会社が成立した。

18) 哈爾濱木石税費総局の管轄林場については、南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会『吉林省における森林伐採に関する法律関係』1929年、50-53ページを参照されたい。

19) 前掲『吉林省における森林伐採に関する法律関係』52ページ。また、補償弁法としては、哈爾濱木石税費総局査禁私砍森林辦法（民国13年1月18日吉林財政庁指令第716号 民国13年1月26日吉林公報所載）第三条に次のようにある。「農商部ノ伐採許可証ヲ受領シタル各林区ガ若重複シテ本局ヨリ伐木許可証ヲ交付シタル区域内ニ在トキハ前年認可ヲ申請シタル辦法ニ依リ仍ホ本局伐木許可証ヲ受領シタル森林業者ヲシテ伐採セシメ原本代金ヲ徴収シテ之ヲ分配給与スベク…」〔南満洲鉄道株式会社庶務部調査課『対訳東三省森林法規類纂』1926年9月、111-112ページ〕。

20) JACAR：B04011191600、内田大臣宛在哈爾濱伊藤総領事宛電報、大正8年3月3日。

21) ロシア革命直後、ソ連は中華民国政府と国交を樹立しなかったため、中東鉄道は依然として東北における旧ロシア勢力によって支配されていた。

22) 萩野敏雄『日露国際林業関係史論』日本林業調査会、2001年、271ページ。

第7表 中東海林採木会社の初期事業収支

(単位: 円)

年度	収 入 (A)	支 出 (B)	A - B	備 考
初年度	11,258	165,003	(153,745)	
2年度	136,472	451,574	(315,102)	
3年度	823,338	896,259	(72,921)	1カ年半 更正予算
合計	971,068	1,512,836	(541,768)	

出所: 萩野敏雄『日露国際林業関係史論』日本林業調査会, 2001年, 294ページ。

注1): 初年度の期間は, 大13.3.15-14.3.31

2): 2年度の期間は, 大14.4.1-15.9.30

3): 3年度の期間は, 大15.10.1-昭2.9.30

4): 外務省外交史料館所蔵「中東海林採木公司関係一件」中の「中東海林採木公司ニ関スル報告意見書」より作成。

面においては伐出距離が遠隔であることや経営管理が粗放であった点などを指摘した²⁴⁾。具体的には, 同会社が設立した1919年7月に, 奉天軍閥の張作霖と吉林軍閥の孟恩遠が対立する「奉吉問題」によって, 同会社の株主である(3000株) 孟恩遠が失脚して鮑貴卿が吉林督軍に就任する事件があった。さらに, 1920年1月に, 日本人間でも理事長吉野小一郎を筆頭とする日本人株主と東拓との間で内紛があり(その詳細不明), 公司に関わる権利を日本紙器に一旦譲渡し, 1922年4月に買い戻しをするという事件が発生した。このような地方政権の不安定性や内部紛争が, 会社の経営に多大な悪影響を与えたことは事実である。しかし, 本稿は, 中東海林実業会社の経営難の最大原因は, 公司をめぐって頻繁に発生した林場権紛争にあると考えている。以下, 林場権紛争の経緯を整理し, 中国の林業政策との関係から経営難の要因を検討しよう。

(1) 吉林省議会との紛争。公司設立1年後の1920年3月に, 吉林省議会議員孫恩溥²⁵⁾は「海林公司之質問」を議会に提出し, 公司の伐採権の合法性について質問し, 吉林省政府に5日間以内に回答するよう求めた。その質問の内容は,

中宇新聞「益世報」の1920年3月19日号に掲載されている。質問は全部で3つあった。質問の1は, 中東鉄道合同の規定によると, そもそもロシア人が鉄道付近の石頭河子, 高嶺子の2ヶ所において伐採できる範囲は25華里以内しか認められていなかったのに対し, 公司の林場範囲が境界を越えていること²⁶⁾。そして, 哈爾濱木石税費総局の林照発給についても「侵權越畝」, 「仮公済私」, 国有森林発給の法令に抵触することであった。質問の2は, そもそも会社が買収する以前に, 外国人がどのようにして林場権を獲得したのかについて説明を求めた。質問の3は, 公司設立手続きの合法性について, つまり「該公司是單に成立せりと称するも果たして当該官庁より法によって調査し部に呈して核准備案を経たるものなるや否や」であった²⁷⁾。このように, 孫の質問は, すべて哈爾濱木石税費

24) 前掲『日露国際林業関係史論』293ページ。

25) 孫は寧安出身の吉林省議会議員で, 1919年に富寧造紙有限公司(王子製紙出資の日中合弁企業)関連の寧安輕便鉄道に対しても, 反対取消請願の公文を吉林省長に提出し, 鉄道の敷設を中止させた。(JACAR: B04010939400, 支那電気輕便鉄道関係雜件/滿蒙ノ部第三卷8 寧安輕便鉄道)

26) 中東鉄道合同とは, 中東鉄道会社と中国政府の林場契約である。実際には, 中東鉄道の租借林場が吉林省に於いてはチグロオワヤも含んで三箇所があり, ただその当時は公式的に結了しなかった。(南滿洲鉄道株式会社庶務部調査課『滿洲の森林』1924年, 4ページ) 実は前述したように, 中東鉄道会社以外にも, 多数のロシア人が自分の名義で沿線林場を大量に入手していた。彼らの獲得林場は, 中東鉄道会社の租借林場と同様に, 租借林場として認められる。中東鉄道会社の契約については, 「中東鉄道会社ト当地道台トノ間ニ締結セル採炭, 伐木及鉄道用地買収ニ関スル特約送付ノ件」を参照されたい(JACAR: B04011185600, 支那森林関係雜件/4 中東鉄道庁ノ支那政府ヨリ得タル森林地ニ関スル件)。

27) JACAR: B04011191700「中東海林実業公司ニ関スル件」在支那特命全權公使小幡西吉發, 外務大臣内田康哉宛, 大正9年3月19日。「当該官庁」とは哈爾濱木石税費総局のこと。「部」とは農商部のこと。

総局の林業管理に関わるものであった。

孫は農商部へ請願し、公司伐採権の取消を要求したが、農商部は公司の伐採権が合法であると答弁した。その回答は、①中東鉄道沿線の森林は吉林省木石税局が伐採契約によってロシア商人の伐採を許可するもので、ロシア商から買回して合併会社を組織したことは部分的な利権回収といえる。②越界伐採と林照の濫発に関しては証拠がないため、官員を派遣し査察させるという意見であった²⁸⁾。

(2) 保源公司・振源公司との紛争。吉林省議会の紛争は一段落を告げたが、1920年4月になると、公司林場に隣接した保源公司²⁹⁾と振源公司の2会社が、1917年に農商部から中東海林実業公司の林場を引き受けたと主張した。そして、両公司は、その林場の一部伐採許可を請願するため、林場境界を確定する必要があるとして、林場に対する立会踏込み調査を要求した。中東海林実業公司は、保源公司と振源公司には公司林場内の伐採権がないと反論し、両公司が仮に農商部から林場権を獲得していたとしても公司と直接の関連がなく、公司としては立会踏込み調査に参加する必要もなく義務もないと拒否した。すると、保源公司と振源公司は、中東海林実業公司に対して林場図面の提出を要求した。また、両公司は、中東海林実業公司の現林場面積が前管理者時期より拡大しているとし、拡大した部分の没収を主張したのである。

1920年5月7日には、寧安県知事が砲兵数十名を林場に派遣し中東海林実業公司による伐採作業を禁止するという事件が発生した。この事態を受けて、在中國公使小幡西吉は、在吉林総領事森田寛蔵に対して、吉林地方官憲を戒告するように指示を出した。そして、5月29日、森田は、吉林省長と面会しその旨を伝達した。6月3日、吉林省政府の交渉担当者は森田を来訪し、寧安県知事が紛争の原因について省長に報

告した内容を伝達した³⁰⁾。その報告によると、「昔に森林局より地方民が海林地方の林場の払下を受けたるに、公司側は之を以て自己既得林場の上に重複して払下たるものなりとて之を否認するにありし処、地方民は公司に対し農商部の執照を提示すべきことを迫り、該執照なき為区域侵越なりとて反対し、遂に約二ヶ月前地方官の調停により公司、知事、木石局及地方民側より…(中略)…現場に派遣し観測の上之を決定」したとあるように、紛争の原因は、公司与現地民の間で林場権が重複して発行されているためであった。また、報告の中で、寧安県知事は、立会踏査に中東海林実業公司が参加しないため問題は解決できないと主張し、さらに同公司在林場において地方民が薪材を拾集すること禁止したため地方民の反感を買っている点を強調した。森田は、吉林省長の交渉担当者に対して、森林局が木石局の権限を侵犯して二重払下となっている事実があるならば、農商部から森林局の不法なる払下を取消するよう発令すべきだと交渉した。

農商部に対する交渉の結果については不明である。しかし、これらの紛争を経て、中東海林実業公司は経営難に陥った。すなわち、「上述せるが如き頗る大なる抱負を以て大正八年三月より事業に着手し著著事業の進捗を見しが大正九年に至り財界の不況に加え馬賊の跳梁甚だしく之れが為に多額の費用を要し且つ大海林河林場に関しては境界のことより石景秀を代表者とする支那側会社保源公司並びに黄慶春を代表者とする振源公司との間に問題を生じ之が為に非常に事業の妨害を受け兎角其経営面白からず」とある³¹⁾。この経営不振のなか、中東海林実業公司は改組に踏込まざるをえなくなった。

1921年1月、公司理事の高橋勇は中国財政総長の周自齊と会談し、財政部が600万円で公司を買収して、財政部の北京の印刷局及び漢口の

28) JACAR: B04011190700「中東海林実業公司ニ関スル答弁」。

29) 保源公司の法人代表石景秀は、前述の孫恩溥と共に輕便鉄道反対取消請願に参入した寧安県農会の代表者である。

30) JACAR: B04011191800、在吉林総領事發在支公使宛電報 大正9年6月5日外務省着。

31) 南満洲鉄道株式会社社長室調査課『滿蒙に於ける各国の合併事業』第2輯、1922年。

製紙廠と連絡する官業として経営する案を立て、1月13日の國務會議の決議を経た。しかし、同案は、公司によって否認され成立しなかった。その後、1922年4月、東拓が公司の救済策として171万円余で日本紙器から公司を買戻した。そして、東拓は、吉林省方面における諸利害關係が調整されるのを持って、吉林省政府との合併へ転換する案を提示した。この合併案の背景には、次の2点の思惑があった。第1に、同公司が省外人との合併企業であるため省民の不滿を招いたと判断され、吉林省政府との合併によりこの不滿を和らげることができること。第2に、同公司の設立登記が未決済のため営業許可証を持っていないという批判があり、省政府との合併によりこの批判も回避できると考えたことである。しかし、吉林省政府と交渉している間に、吉林省政府の交渉關係者が転任し、吉林総領事も更迭されたため、同案は行詰り状態に陥った。そして、吉林省政府との再交渉を経て、ようやく1924年に吉林省政府との合併企業に改組された。企業名称は、「中東海林採木有限公司」に変更された。同公司の合併契約第三条によって、現有する林場境界は中国側に承認された。第三条には次のように記されている。「前記二箇所の林場の地域面積及び四至は哈爾濱木石稅費總局より發給する森林図面執照内に記載しある通にして其土地所有權は仍お中華民國に屬す」とある³²⁾。

4 北溝林場の越界伐採問題

しかし、公司改組以後も経営不振が続いた。また、吉林省政府との合併についても日本国内で批判が向けられた。1924年3月15日の大阪朝日新聞は、「合併条件は極めて不利且つ政策上にも悪例であると評されている」と報じている。その経営状況は、第7表で示したように極めて不振であった。その原因は、組織内部の冗員問題及びコスト管理の不徹底性、材木運搬方法の不適切さなどの問題のほか、北溝林場におい

て再び紛争が発生したことであった。

北溝林場は、1907年ロシア人アゲーエフが哈爾濱木石稅費總局から伐採許可を獲得したのを嚆矢とする。その後、イギリス人ジョンズを経て、中東海林公司が彼から買収したものであった。その西側は、ロシア木材商人カワリスキーが所有する横道河子林場に接していた。カワリスキーは、ロシアより転籍したポーランド人で、哈爾濱製粉会社の持ち主であると同時に、北満洲の大林場主でもあった。1922年の満鉄調査によると、彼が所有する林場面積は、横道河子林場を含む4つの保有林場を合わせて44.3万町にのぼった。また、労働者数は、1921年9月から1922年8月までで1万4900名にのぼり、大規模な林業経営を展開していた。そのなかの横道河子林場は、1919年6月27日に、哈爾濱木石稅費總局から直接に獲得したもので、その林場面積は40980町、年間雇用労働者は2600名であった。同林場は、規定により、毎年伐採許可証を更新して伐採を行っていた³³⁾。横道河子林場は、そもそも北溝林場と隣接していなかったが、旧所有者ジリヤンスキーが1911年9月に拡張の申し込みを行い、1912年3月に許可証を新規に発給されたことにより、北溝林場と接近するようになった。そして、中東海林公司が成立する以前から、すでに林場境界をめぐる紛争が発生していた。その当時、木石稅局は、横道河子林場の拡張が北溝林場の西界つまり黃花松甸子溝東嶺までとし、北溝林場の元所有者アゲーエフ側に有利な判決を下していた。しかし、中東海林採木有限公司時代になり、再び紛争が発生することになった³⁴⁾。

1925年1月、中東海林採木有限公司は、カワリスキー側が公司林場内で伐採しているのを発見した。公司是吉林省公署に盗伐を訴え、吉林省公署の命令により寧安県知事と哈爾濱木石總局から委員が派遣された。そして、カワリスキー側は、公司と立会の上、境界測定を行うこ

32) JACAR : B04011192200「中東海林採木有限公司契約書」。

33) 前掲書『日露國際林業關係史論』284-290ページ。

34) 以下の紛争経緯については、JACAR : B04011192400を参照されたい。

とを約束し、争議のある地域で伐採した材木の運出を停止することに同意した。しかし、その後、カワリスキー側は独自に技師を派遣して境界測定を行い、その林図を木石税局に提示した。木石税局は、図面に示した境界を認め、伐採再開を認可した。それに対し、会社が抗議すると、吉林省長は1926年1月9日に財政庁に命じて哈爾濱木石税局と寧安県が現地に行つて問題を解決するように指示を出した。1月14日、吉林省長は、伐採禁止令を出し、2月1日には盗伐材の押収を命じた。2月4日、会社がカワリスキー側と直談判すると、カワリスキー側は盗伐及び盗伐材2500本を運出したことを認めた。会社は盗伐材の押収を吉林省長に再要請した。しかし、2月7日、作業を停止させようとしたところ、カワリスキー林場の山林警備隊は、伐採労働者が失業する恐れがあるため、執行を猶予するよう会社に要請した。さらに、木石総局は、財政庁の指令に基づいて、会社の刻印がない材木の運搬と横道河子駅から積出することをカワリスキー側に許可した。その理由は、盗伐材であるか否かを問わずにカワリスキー側のすべての材木の運出を禁止すれば、木税の徴収に支障が発生するからであった。会社側は抗議を重ね、4月28日、吉林省長公署は、木石税局に運単税票の発給を差止めるよう指示した。しかし、木石税局は、運単税票を発給していないと主張し、盗伐材の認定については、両会社の林界を明確してからではじめて認定できるとしたばかりか、「包套」つまり林場の重複発給についても曖昧に言及した。

8月28日、公司理事長深澤暹は、吉林軍務督弁兼省長張輔臣に請願書を提出した。その内容は以下の3点であった。①「中東海林公司ノ林界ト哈爾濱木石税費総局ノ不当措置」について。②「カワリスキー盗伐ノ事実並ニ之ニ基ク責任」について。③「中東海林採木公司合弁契約履行ノ義務ト本件係争事件ニ対スル正当ナル解決」することであった。深澤は、哈爾濱木石税局に対して、「該木石税局前任局長ガ民国八年中海林実業公司ニ関シ公ナニ為シメル証明トモ

背馳シ即チ同一官局ナルニ拘ワラズ前後矛盾ニ陥リタルモノニシ…(中略)…哈爾濱木石税局ガカワリスキーニ対シ海林公司林場ト重複シタル地域即チ前記黄花甸子東嶺以東ノ地方ニ於テ木植ヲ伐採スルコトヲ許シタルハ其ノ目的木税ヲ収入スルニ在リタルト否トヲ問ハズ恰カモ一女兩聘ニ等シキ不当ノ措置タル…」と厳しく非難した。

9月になつても事態は好転せず、カワリスキー側が続々と材木を運出していた。そのため、会社は、吉林省政府と交渉すると同時に、長春領事を通じて満鉄にカワリスキーの木材を差止めるよう申請した。これにより、カワリスキーが満鉄を通して発送した木材を全部で34両を差し止め、「本件全体ノ解決ノ上ニ非常ニ有利ナル立場ヲ作ル」ことができた。

この越界伐採事件によって会社は大きな影響を受けた。萩野敏雄は、事件費として1万6106円を支出せざるをえない事態もあったと指摘しているが³⁵⁾、実際の損失はそれよりも大きいものであった。1926年6月の会社の自らの主張によると、盗伐面積は289.75方華里で、盗伐による損失は総材積で計算すると285万3745元にものはつた³⁶⁾。そして、1927年以後は、会社の事業はほぼ中止することになった。また、満州国成立以後、会社の吉林省政府の持ち株は満洲国政府に引き継がれ、まもなく満洲国の林場権整理方針に直面したのである。

IV 結 論

塚瀬進は、鴨緑江採木会社の経営面の問題について、会社が成立する際に、それまで中国人伐採請負人(木把)が担当していた伐採区域をそのまま認めたため、土着伐採資本である料棧および数量膨大の林業労働者の存在自体が、公司经营の阻害となつたと指摘した³⁷⁾。しかし、吉林地方と中東鉄道沿線の林業開発は、まった

35) 前掲書『日露国際林業関係史論』295ページ。

36) JACAR: B04011192400「呈吉林省長文」1926年6月5日。

37) 前掲書「日中合弁鴨緑江採木公司の分析」。

く違う様相を呈した。それは、これらの地域に進出した日中合弁企業は、林場権紛争問題に頻繁に直面したことである。たとえば、共榮起業株式会社の場合においても、吉林永衡官銀錢号との林場重複問題や、札免採木公司との林場権紛争があった。このような林場権紛争は、企業経営に大きな影響をもたらしたことはない。一方、それとは対照的に、鴨緑江流域においては、鴨緑江採木会社が広大なる伐採区域を一元的に管理したことにより、林場権問題は発生しなかった。

本稿が取り上げた中東海林実業公司（後の中東海林採木公司）の林場紛争について整理しよう。第1に、大海林河林場の林場権問題は、異なる林政機関が発給した林場権が競合した事例である。その原因は、満洲林業の多元的管理構造に起因し、また林場境界の不明確さと相まって発生した紛争であった。第2に、北溝林場の越界伐採問題は、林場権の曖昧さにつけ込んで発生した一種の妨害事件として見ることができる。この紛争事件において、「包套」という林場の重複発給問題は、地方林政機関である哈爾濱木石税局の発給基準の曖昧さに起因したものであった。このような満洲林政における多元的管理構造、林場境界の不明確さ、林場権発給規定の任意性などの問題は、広くは満洲の社会制度整備の立ち遅れに起因していた。

林場境界の不明確さは、満洲における土地制度整備の遅れに関連する。満洲の場合、国家政策に先立って民間人が荒地を開墾し林野を占有することが一般的であった。中華民国時代になってはじめて、土地清丈局を設け、浮多地の整理、土地測量を行おうとしたが、住民の反対によって破綻せざるをえなかった。このような土地制度の不備が、林業境界を曖昧にさせた原因となったのである。

哈爾濱木石税局は、そもそもロシアの伐採企業から徴税を行うために設立された機関であっ

た。木石税局が民国に入っても存在した理由は、同局が徴収した木税が吉林省政府の重要財源となっていたからであった。特に、満洲では地方軍閥が割拠し、木税は軍費を賄うための重要な手段の一つとなっていた。そのため、木石税局は、中央の農商部の統制が及ばない地方軍閥の徴税機関となり、満洲林政の多元的管理構造を形成した。

林場権発給が任意的であった原因は、管理機関が重複していることだけでなく、林場権という概念が極めて不明確な形であったことにも関係していた。特に、前述したように、林場権は、所有権ではなく一種の伐採特許権であり、伐採権利という性格が発給を極めて任意にする前提条件となっていた。その意味で、中華民国時代の林場権所有制は、不徹底性を持ち、清朝時代より進んだとはいえないであろう。

中華民国時代には、林政機構整備を図ると同時に、「森林法」をはじめとする数多くの林業法規が制定されたが、その実効力は必ずしも強くなかった。特に、林木を土地から分離して独自の所有物としながらも、土地調査事業が整備されていない段階で「東三省国有森林発放暫行規則」などによって林場権の発給に踏み込んだことは、林場権紛争など大きな弊害をもたらした。そのため、満洲林業に進出した数多くの日中合弁企業は大きな影響を受けたのである。日露戦争後に本格的に對外進出をはかった日本資本主義は、満洲の森林利権に着目して満洲林業に進出した。しかし、林場権を獲得するためには、日中合弁企業という会社形態により中国の法令に従わなければならなかった。そして、満洲林政の基礎条件が整備されてない段階に、その林場権は到底確固たる保障を得ることはできず、紛争が絶えず発生した。その紛争は、しばしば中国側の利権回収運動や排日運動に起因すると理解されているが、その根本的な原因は満洲林政の欠陥に求めることができる。